

地域とのかかわりってなに？

【プログラムのねらい】

子育てを取り巻く地域のさまざまな支援やサービス、人間関係があることを理解し、それらを実際どのように利用すればよいのかを学びます。子育てに悩んだ時、迷った時、家族からの援助は非常に有用ですが、それ以外に地域にはどのような役割があるのかを学習します。

【プログラムの展開例】（時間：60分程度）

	○進め方 ○ことばかけ	留 意 点
導入 10分	<ul style="list-style-type: none"> ○自己紹介をします。 ○プログラムのねらいや学習の進め方について説明します。 ○自己紹介やゲームを行い、明るく活動的な雰囲気づくりをします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○明るく元気な話し方を心がけます。 ○今日のプログラムのねらいについてポイントをしぼりわかりやすく説明します。 ○参加者に気を配り、ゲームに参加できていない人や戸惑っている人には、明るく声かけをして参加を促します。 ○ゲームなどが終了するまでに、次の活動にスムーズに移れるようにグルーピングしておきます。 ○1グループ5～6人（全体の人数が少ない場合は3～4人）を目安に編成します。その際、なるべく様々な年齢層の子どもの親の構成になるようにします。 ○導入で時間を取りすぎると展開やまとめの時間が少なくなります。あらかじめ時間配分を考えて進めていくようにします。
展開 40分	<ul style="list-style-type: none"> ◎「ワーク1」の①～⑩にある子育て上の悩みは誰に聞いたり、相談したらよいでしょうか。記入してください。 ◎グループの中でお互いの回答を比べてみましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○答えに「正しい」、「間違っている」ということはないので、思ったことを自由に記入するように促します。 ○記入にあたっては、走り書き程度のメモでよいことも伝えます。 ○共通する事柄もあれば、人や家庭によって異なることがあることをお互いに確認するようにします。 ○出された話を参考にしながら、自分の場合と比べてみることを促します。 ○⑩の「子育てのストレス」には、少し時間をかけて意見交換をします。 ○悩みについて、みんなに共通するものから、個人的なものまで多岐にわたることを理解します。

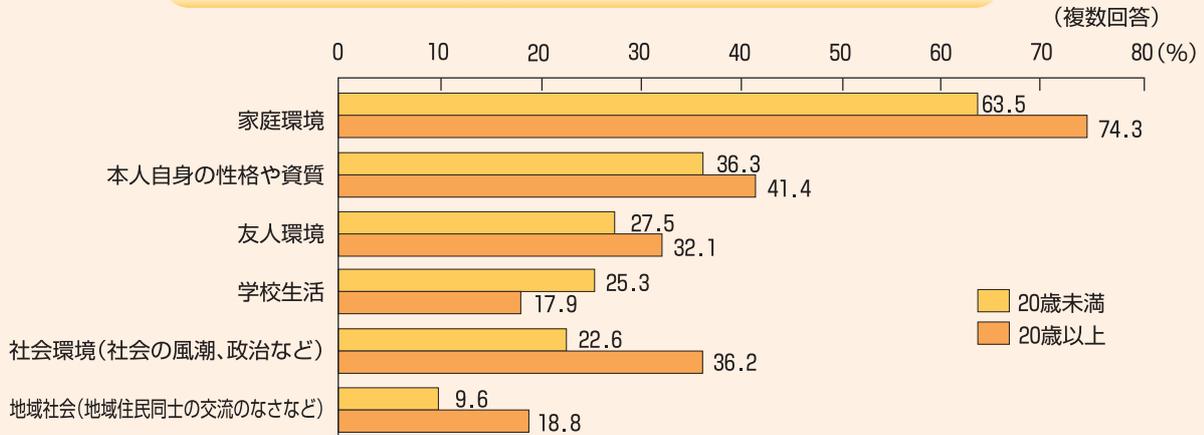
	<p>◎グループの意見を短めに発表してもらいます。</p> <p>○「ワーク2」の活動を説明します。</p> <p>○「ワーク3」の活動を説明します。</p>	<p>○司会役にメンバーの意見を集約するように促します。</p> <p>○すべてのグループに発表してもらわなくても構いません。発表できなかったグループは次の発表にまわします。</p> <p>○ワーク1と同じ展開で進めます。</p> <p>○地域の保健センターや家庭児童相談室、子育て支援センター、児童委員、母子愛育班員などの情報をまとめておき、知らせるようにします。</p> <p>○市町村の児童福祉関係職員や児童委員、母子愛育班員をゲストティーチャーとして招き、相談体制の説明や相談内容等体験談を話してもらう方法もあります。</p> <p>○地域にある子育て支援について、必要に応じて利用するように促します。</p> <p>○ワーク1と同じ展開で進めます。</p> <p>○「公園デビュー」や「公民館デビュー」は、地域の間関係の話題として取り上げます。</p> <p>○学校や公民館等を拠点に、子育て中の親を支援する活動に取り組み、成果を上げている例を紹介します。 (市町村の関係課からあらかじめ情報を入手しておきます)</p>
<p>まとめ 10分</p>	<p>◎今日の学習のまとめをしましょう。</p> <p>○参加者一人一人に今日の学習を通して考えたことや感想を書いてもらいます。 (ふりかえり)</p> <p>○発表してもらいます。</p>	<p>○今日の学習を振り返り、特に印象に残ったことを中心に書くように話します。</p> <p>○あらかじめ、数人の方に感想を発表してもらうようお願いしておきます。</p> <p>○発表を共感的に受け止め、発表に対して手短かにコメントします。</p> <p>○子育てについて一人で悩まずに、地域の子育て支援制度を活用することなど自分の体験や具体例を話しまとめます。</p>

※ 設定時間が短い場合には、ワーク1を中心に流れを考えるようにします。

資料 1

これまでの常識では通用しない問題が増えています

非行の大きな原因



(注) 全国20歳未満の者(1,333人)、全国20歳以上の者(2,162人)を対象に調査

資料「少年非行問題等に関する世論調査」平成13年・内閣府

※ (文部科学省『ワクワク子育て家庭教育手帳-埼玉県版-(平成19年)』から)

これまでの常識では通用しない問題が増えています。家庭だけでは、困難な問題の場合には、相談内容にふさわしい機関を選んで、専門家に相談してみましょう。

資料 2

子どもを虐待から守るために

●子どもを虐待から守るための5ヶ条

- | | |
|----------------------|------------------|
| ①「おかしいと感じたら迷わず連絡(通告) | <通告は義務=権利> |
| ②「しつけのつもり…」は言い訳 | <子どもの立場で判断> |
| ③ひとりで抱え込まない | <あなたにできることから即実行> |
| ④親の立場より子どもの立場 | <子どもの命が最優先> |
| ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる | <特別なことではない> |

「児童虐待」とは?

- ①身体的虐待(なぐる、けるなどの暴行)
- ②性的虐待(わいせつな行為をしたり、させたりすること)
- ③ネグレクト(子どもの監護を怠ること)
- ④心理的虐待(子どもの心を著しく傷つける言動)

※ 平成16年の法改正により、次のような行為も児童虐待とされることになりました。

- 保護者以外の同居人による虐待を放置すること(ネグレクト)
- 子どもの目前で配偶者等へ暴力をふるうこと(心理的虐待)

児童相談所における虐待相談処理件数

平成2年度と比較して、平成16年度は約30倍に増加。

(平成2年：1,101件から平成16年：32,979件) ※厚生労働省調べ。

「児童虐待」として寄せられる相談件数が年々増えています。もっとも信頼を寄せるべき親からの虐待は、子どもの心に大きな傷を与えます。虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときは、すぐに最寄りの福祉事務所や児童相談所等へ連絡(通告)してください。早期発見、早期対応が何よりも大切です。

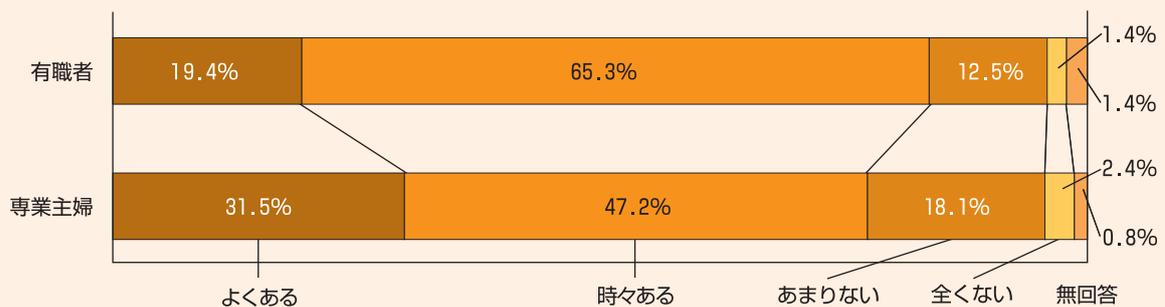
※(文部科学省『イキイキ子育て家庭教育手帳-埼玉県版-(平成19年)』から)

資料 3

育児にイライラする母親

育児にイライラする母親の割合

何となくイライラする



(注1) 第1子が小学校入学前の女性を対象に調査

(注2) 有職者にはフルタイム、パートタイムを含む

資料：「国民生活選好度調査」平成10年・経済企画庁(当時)

※(文部科学省『ワクワク子育て家庭教育手帳-埼玉県版-(平成19年)』から)

イライラする母親の割合や職業の有無による割合の違いなどがなぜ生じるのかを考えてみましょう。

子育ては母親の仕事、そう思っているお父さんは要注意!